

江差町物価高騰対策生活支援事業実施要綱

令和4年10月17日

告示第55-2号

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格や物価の高騰による光熱水費や食費などの家計負担の増大を踏まえ、その影響が特に大きいと考えられる住民税非課税世帯に対し、給付金を支給することで負担を軽減し、生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 江差町物価高騰対策生活支援給付金（以下「生活支援給付金」という。）は、前条の目的を達するために、江差町によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 生活支援給付金の支給対象者は、令和4年9月30日現在において江差町の住民基本台帳に記録されている者で、かつ、次のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

(1) 令和4年度の住民税非課税世帯で、かつ、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯（以下「被扶養世帯」という。）

(2) 前号の規定に該当しない令和4年度の住民税非課税世帯（以下「非課税世帯」という。）

2 前項各号の規定にかかわらず、租税条約等による免除の適用の届出によって住民税が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に支給する生活支援給付金の金額は、1世帯当たり10,000円とする。

(受給権者)

第5条 生活支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合においては、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者））。

(支給の申請及び期間)

第6条 生活支援給付金の支給を受けようとする者は、次のとおり町長に申請するものとする。

(1) 第3条第1項第1号に該当する者 様式第1号の申請書による申請

(2) 第3条第1項第2号に該当する者 令和4年度江差町電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要綱（令和4年告示第 号）第6条第1項による確認書または申請書による申請

2 支給の申請期限は令和5年1月31日までとする。

(支給の認定)

第7条 町長は、前条第1項第1号に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、支給の認定をしたときは、江差町物価高騰対策生活支援給付金支給認定通知書（様式第2号）、により通知し、却下したときは、江差町物価高騰対策生活支援給付金支給却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(支給の方法)

第8条 第6条第1項第2号による申請及び前条の規定により認定を受けた者（以下「対象者」という。）への支給は、口座振込み等の方法により速やかに支払うものとする。

(支給の取消し)

第9条 町長は、対象者が虚偽の申請など、不正な方法等により支給の認定をうけたときは、その認定を取り消し、給付金を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 生活支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、江差町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月17日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。